

パブリックコメント制度の導入について

1 パブリックコメントとは

市が政策を決定する過程において、あらかじめその案を広く市民に公表し、これに対する意見を求め、寄せられた意見を考慮して政策を決定するとともに、寄せられた意見の概要とこれに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

他都市等の状況 国（H11～）、北海道（H13～）、5政令指定都市（H14～名古屋、大阪、H15～さいたま、横浜、福岡）で実施済み。

2 手続を制度化する趣旨

これまで主要な計画の策定や条例の制定の過程において、案を公表し、市民意見を募集してきたが、この制度は、一定の要件に該当する政策案の立案過程でパブリックコメントを実施することを要綱で義務付け、その統一的なルールを定めることで、市民との協働による市政の推進を図ろうとするものである。

3 制度の目的

重要な政策の意思決定過程における

市民参加の機会の拡大 専門家、利害関係人のほか、これまで行政との接点が多くなかった市民等からも多種多様な意見を求め、これを考慮のうえ意思決定
公正の確保と透明性の向上 事前に原案を公表するとともに、寄せられた意見の概要とこれに対する市の考え方も公表

4 手続の対象

(1) 条例案

ア 市政に関する基本的な制度又は方針で、直接市民等を対象とするものについて定めるもの

例) 情報公開条例、男女共同参画推進条例、環境基本条例など

イ 市民等への義務の賦課又は市民等の権利の制限について定めるもの

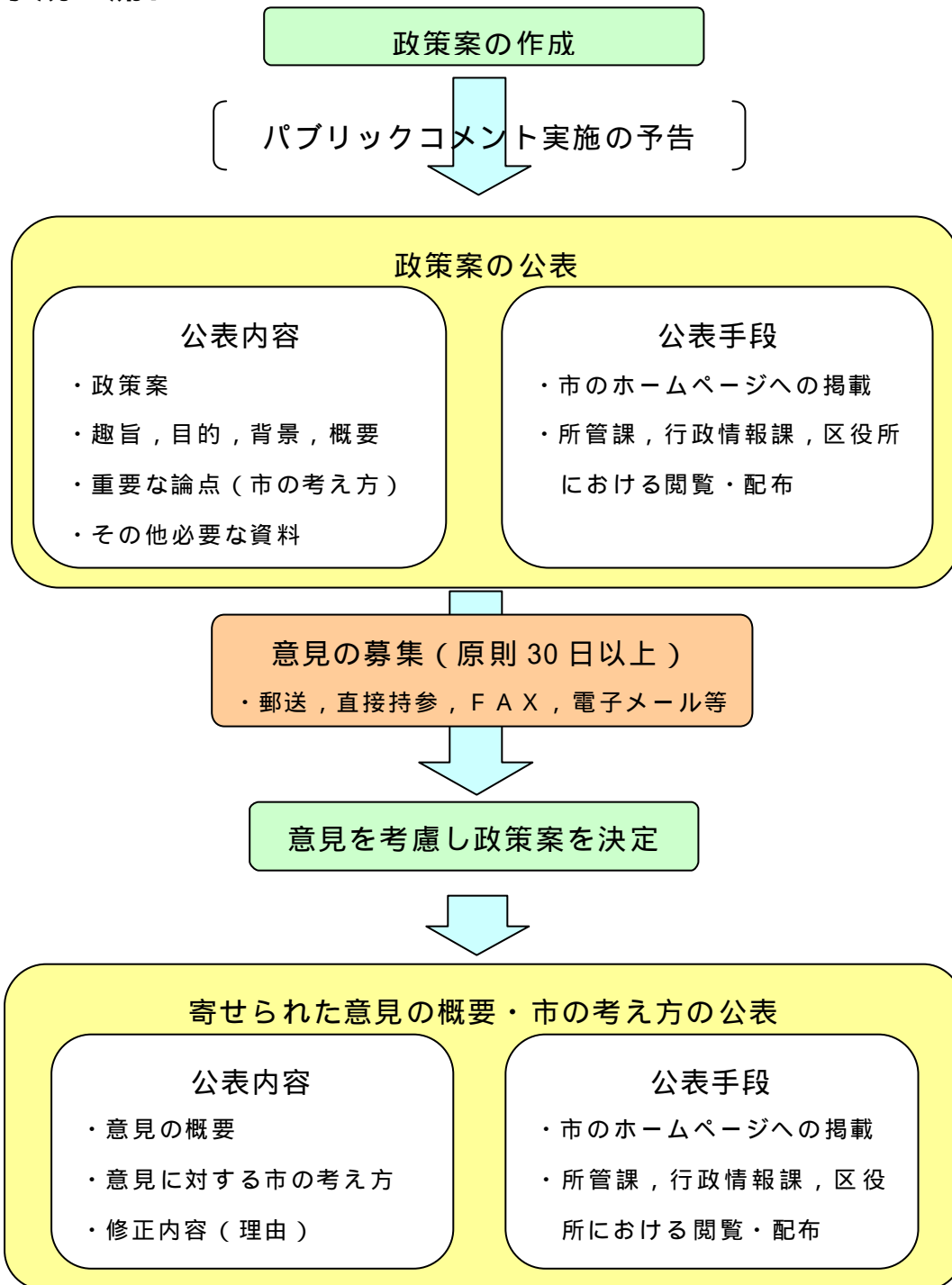
例) 生活環境の確保に関する条例、屋外広告物条例、火災予防条例など

(2) 基本構想、長期総合計画又はその実施計画、市政の特定の分野に関する基本的な計画、主要な公の施設に関する計画

例) 男女共同参画計画、健康づくり基本計画、環境基本計画、地域防災計画など

上記以外の政策案でも、必要と認めるときは、この手続を実施する。

5 手続の流れ



6 施行期日

平成 16 年 7 月 1 日

パブリックコメント制度についてパブリックコメント（意見募集）を実施します。

4 月 12 日（月）から総務局総務課（市役所 10 階），区役所総務企画課などで配布する要綱案と概要をご覧のうえ，5 月 11 日（火）までに郵送，持参，FAX，Eメール。

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/somu/pub-comment/>

総務局総務課 TEL 211-2164 FAX 218-5171

問い合わせ先

総務局行政部総務課

211-2164

担当：梅田，奥野